

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号								
許認可等の種類	高さ制限の例外認定	根拠条項	法第55条第2項								
審査基準	<p>○建築基準法施行令第130条の10（第一種低層住居専用地域等における高さ制限に係る空地等）</p> <p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第一種住居専用地域内における3階建て住宅の高さ制限の緩和について」（昭和59年4月19日住街発35号） ・「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和52年10月31日住指発778号） 										
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	30	日	目次NO	40
							標準経由期間		日		